

平成 31 年度税制改正に関する意見書

四国税理士会

平成 31 年度税制改正に関する意見書

目 次

I はじめに.....	1
II 税制に対する考え方.....	1
III 本意見書の構成.....	2
IV 税制に関する事項	
1 所得税関係	
(1) 復興特別所得税は、所得税率を見直すことにより財源を確保した上で廃止し、所得税に吸収すること.....	3
(2) 所得控除及び税額控除の簡素合理化と適用条件を改正すること.....	3
(3) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること.....	3
(4) 土地建物等の長期譲渡所得の特別控除を設けること.....	3
(5) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を延長すること.....	4
(6) 離婚に伴う財産分与における譲渡所得課税を繰り延べること.....	4
(7) 不動産所得のうち、土地を取得するために要した負債利子に起因する赤字を損益通算の対象とすること.....	4
(8) 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を廃止すること.....	4
(9) 公益的な事業に対する寄付金の対象範囲、控除限度額を拡大すること.....	5
(10) 相続財産に係る譲渡所得の特例における期間を相続税申告書提出期限の翌日以後 5 年程度とすること.....	5
(11) 1 月の給与所得の源泉所得税等の納付期限を 20 日とすること.....	5
(12) 所得税における年少扶養親族に対する扶養控除等、所得税における基礎控除を含む所得控除等の在り方を明確にすること.....	5
(13) 限定承認に係るみなし譲渡課税を見直すこと.....	5
2 法人税関係	
(1) 受取配当等は全額益金不算入とすること.....	6
(2) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直し、整備すること.....	6
(3) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入を認めること.....	6

- (4) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること7
- (5) 寄付金の損金算入限度額を引き上げること7
- (6) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の税額控除制度の資本金基準 3,000 万円以下を制度趣旨検討の上引き上げること。また、指定事業の規定を廃止すること7

3 相続税、贈与税関係

- (1) 相続税の連帯納付義務を廃止すること8
- (2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること8
- (3) 相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能とすること8
- (4) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を 1 人当たり 1,000 万円とすること8
- (5) 相続税の税率構造の緩和を図ること9
- (6) 贈与税の基礎控除額を引き上げること9

4 消費税関係

- (1) 消費税率は単一税率とすること9
- (2) 消費税の各種届出書及び承認申請書については、提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとし一部簡素化すること10
- (3) 仕入税額控除の条件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること10
- (4) 事業者免税点制度を廃止すること。ただし、小規模事業者等に配慮し、限界控除等の措置を行うなど、一定額以下の税額については納付軽減措置を取ること10
- (5) 簡易課税制度を廃止すること11
- (6) 非課税取引の範囲を見直すこと11
- (7) 特例における 2 年間継続適用要件を廃止すること11

5 国税共通

- (1) 貸倒損失の必要経費又は損金の額に算入する規定を設けること。さらに、個別評価による貸倒引当金の要件を緩和すること11
- (2) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げ 30 万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度は廃止すること12
- (3) 同族会社の行為計算否認規定の要件を明確にすること12

- (4) リサイクル預託金について、支払時に必要経費又は損金に算入することを認めること.....12
- (5) 現在資産計上している電話加入権について必要経費又は損金に算入することを認めること13
- (6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること.....13
- (7) 収用等の場合の 5,000 万円の特別控除特例の要件を緩和すること.....13

6 地方税関係

- (1) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者等の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること.....14
- (2) 租税特別措置法で中小事業者等に一定の条件で費用化が認められている 30 万円未満の少額減価償却資産については、償却資産に係る固定資産税の課税対象外とすること.....14
- (3) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと.....14
- (4) 資本金 1 億円以下の中小法人に対しては、事業税の外形標準課税制度を導入しないこと.....15
- (5) 法人事業税について軽減税率の適用ができない要件の資本金基準を 1,000 万円から 1 億円に増額すること.....15
- (6) 事業所税を廃止すること.....15
- (7) 贈与等の取消があった場合の不動産取得税の賦課制度を見直すこと.....15
- (8) 個人事業税に係る事業主控除額（現行 290 万円）を相当程度までに引き上げること.....16
- (9) 中小法人について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること.....16
- (10) 住民税と所得税の所得控除額を同額とすること.....16
- (11) 事業税における社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の特別措置を廃止すること.....16

7 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 納税者権利憲章を制定すること.....17
- (2) 電子申告・納税制度の義務化に際しては、基盤となるシステムの安定運用及び情報の保護に万全を期するほか、事業者にとって事務の効率・改善につながる。また中小企業者の実態に配慮して実施すること.....17
- (3) 国税・地方税の電子申告・納税システムの共通化を図ること.....17
- (4) 社会保障・税番号制度におけるマイナンバー及びマイナポータルと電子申告・納税システム及びその関連システムのスムーズな連携を図ること.....18

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

- (1) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと.....18
- (2) 調査の事前通知を書面によって行うこと.....18
- (3) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び代理権限者に対しその調

査経過を通知すること	18
(4) 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を緩和すること	19
(5) 法人税、消費税、県民税、事業税及び市民税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること	19
(6) 所得税確定申告に際しては、納税者に対し所定の書類を郵送すること	19
(7) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事務連絡を含む）の合理的運用を図ること	20
(8) 財産債務調書制度の提出期限等の見直しを行うこと	20
2 地方税に関する事項	
(1) 固定資産税の評価証明を税理士名で申請交付可能とすること	20
3 その他	
(1) 国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すタイムスタンプに係る費用負担が極力かからない制度に改めること	20

I はじめに

我々税理士は、税務の専門家として実務を通じて、中小企業や個人事業者等（以下、「中小企業者等」という。）の立場を十分に理解し、税制が日本経済の基盤を支えるこれらの中小企業者等にどのような影響を与えているのか、また、あるべき税制を構築していくためにはどのような目指せばよいのか、中小企業者等の声を代弁するにふさわしい立場にあると考える。

四国税理士会は、税理士法第 49 条の 11（建議等）の趣旨に基づいて平成 31 年度の税制改正に関する意見書を作成している。作成に当たっては、各会員に税制及び税務行政の改善について広く意見を求め、集約した意見について調査研究部において検討を加え、理事会の承認を得て公表している。

II 税制に対する考え方

わが国の税の基本原理は「公平・中立・簡素」である。しかし、人口減少と高齢化の進行、グローバル化・テクノロジーの進展による経済環境の複雑化、貧富の格差の拡大、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の変化等の影響を受け、この原則を維持することは困難な状況である。

しかしながら、このような状況にあつて、中小企業者等に最も近い存在である税理士は、実務家としての立場から、中小企業者等の現状を理解し、さらに税務の専門家として税制及び税務行政の背景を理解した上で、税制に対する意見を述べることは税理士の責任であると言える。

四国税理士会は、税理士としての使命を達成するために、税負担の公平や制度の簡素化等について、以下の視点に立って税制改正を提言するものである。

1 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点である。公平には、従来から水平的公平と垂直的公平があると言われているが、少子高齢化が現実味を帯びた現在、生涯を通じて税負担に偏りが起こらないよう世代間の公平という観点からも税負担の公平を考慮すべきである。

2 簡素で納得のできる税制

わが国では、主要な国税は申告納税方式によって確定している。したがって、税制は納税者の視点に立って簡素で納得されるものでなければならない。

3 必要最小限度の事務負担

税務行政の事務負担に限らず、納税者が申告納税を行うための事務負担も、必要最小限度になるよう配慮すべきである。

4 時代に適合する税制

わが国における少子高齢化の進行、経済のグローバル化、テクノロジーの進化と資本市場の変化など、経済情勢が刻々と複雑化し続ける中、税制は常に時代に適合するよう見直しを継続していかなければならない。

5 透明な税務行政

公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政であることが

不可欠である。特に、税務行政手続に関する規定を可能な限り法律において整備することが求められる。

【課税形態ごとの検討課題】

1 所得税関係

- (1) 所得控除及び税額控除は、種類や計算方法が煩雑化しているものもあり、整理・簡素化して、時代に適合した真に公平な制度とは何かを検討していくこと
- (2) 課税の基本である損益通算制度を尊重すること
- (3) 土地税制の見直しを図ること

2 法人税関係

- (1) 国際的に競争可能な税制の整備を図ること
- (2) 経営を阻害しない方向で税制の整備を図ること
- (3) 会計処理基準と乖離した税法を改め、会計処理基準との整合性を図ること

3 相続税・贈与税関係

- (1) 円滑な事業承継が可能となる税制にすべきであること
- (2) 相続税課税のあるべき姿がどのようなものであるかを検討していくこと

4 消費税関係

- (1) 税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するため、帳簿方式による単一税率を継続すべきであること
- (2) 財源を安易に消費税に求めず、行財政改革による財源の確保を目指すこと
- (3) 広く浅く財源を求めるのであれば、社会保障制度と連携した税制とすべきであること
- (4) いわゆる「益税問題」の解決を図るための施策を検討すること

5 地方税関係

- (1) 償却資産税については、中小企業者等の実態に配慮すること
- (2) 外形標準課税制度については、行政サービスの対価として妥当といえるのか検討していくこと
- (3) 住民税及び事業税について、所得税等との整合性を図ること

6 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 国民の立場に十分配慮し、国民の権利利益を保護する法律を制定すること
- (2) 電子申告の義務化を念頭に、安定運用・情報保護等に配慮しつつ、納税者に負担のかからない制度を構築すること。
- (3) 税務行政手続法を制定整備し、納税者との信頼関係の構築を図ること

III 本意見書の構成

本意見書は、「税制に関する事項」、「その他・改善要望等に関する事項」に大別した上で、税制に関する事項については税目ごとに分類している。

IV 税制に関する事項

1 所得税関係

- (1) 復興特別所得税は、所得税率を見直すことにより財源を確保した上で廃止し、所得税に吸収すること。 (復興措法 8)

【理 由】

所得税の納税義務者は復興特別所得税を併せて納付する義務があり、複雑な税構造となっている。しかし、東日本大震災の復興財源確保は不可欠である。そこで、事務手続きも考慮に入れ、所得税率を見直してその増税分を被災地復興の財源に充て、復興特別所得税を廃止して所得税で財源を確保すべきである。

- (2) 所得控除及び税額控除の簡素合理化と適用条件を改正すること。(一部修正)
(所法 76、77、81、措法 41)

【理 由】

平成 30 年度税制改正では、基礎控除の在り方が抜本的に見直されることとなった。しかし、依然として生命保険料控除や地震保険料控除、住宅借入金等特別控除については、種類や計算方法が煩雑であることから、その簡素合理化を図ることが望まれる。また、寡婦控除・寡夫控除については、制度の趣旨も踏まえながら、男女平等の観点から適用条件を見直すべきである。

- (3) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること。(所法 69、措法 31、32)

【理 由】

個人の包括的所得概念からすれば、理論上純資産の増減をもたらす不動産譲渡損益も含めたところの担税力の増加に課税されるべきである。一方、実務上においても、事業所得の損失を補うため、所有する不動産を譲渡するケースが散見される場所である。このような担税力の乏しい者に課税を強いることは酷であり、かつ、不動産の流通を阻害し、経済の活性化まで失わせる制度となっている。したがって土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めるべきである。

- (4) 土地建物等の長期譲渡所得の特別控除を設けること。 (措法 31)

【理 由】

土地建物等の長期間所有による利益はその所有期間に徐々に発生したものであり、利益が顕在化した売却の年に、全ての利益が一時に生じたものではない。このため、長期間所有していた者がわずかな利益で不動産を処分した時にも申告を要し、税負担と手続きの煩雑化を招いている。したがって長期譲渡所得に該当する場合は土地建物等の譲渡益から一定額を控除すべき

である。

(5) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を延長すること。(一部修正)

(所法 70)

【理 由】

青色申告者は一定の要件のもと小規模の法人と同様に帳簿の備え付けと保存が要求されており小規模法人と実態が変わらない。所得税の更正・決定の期間を勘案し、青色申告者の繰越控除期間を5年に延長するべきである。

(6) 離婚に伴う財産分与における譲渡所得課税を繰り延べること。

(所法 33)

【理 由】

財産分与による財産の引渡しは、婚姻中の夫婦の協力によって形成した財産の分割という面及び分与者の担税力の問題もあり、円滑な財産分与を阻害している一面も存在する。よって、婚姻後取得した財産に限り分与時での課税を繰り延べし、取得時期、取得価額は分与を受けた者が引き継ぐこととすべきである。

(7) 不動産所得のうち、土地を取得するために要した負債利子に起因する赤字を損益通算の対象とすること。(一部修正)

(措法 41 の 4)

【理 由】

不動産所得に係る損益通算の特例は、1980年代後半から1990年代初頭のバブル時期に土地価格の高騰を抑える目的で制定されたものであるが、現在において、かような懸念は不要であると思われる。本件負債利子の今日的意味は、本来の必要経費に他ならないものであるので、損益通算の対象とすべきである。

(8) 生計を一にする親族が事業から対価を受ける場合の必要経費の特例の規定を廃止すること。(一部修正)

(所法 56, 57)

【理 由】

生計を一にする親族に支払う対価(給料、退職金、地代家賃、支払利息等)であっても、その金額に相当性があり、かつ、支払方法や支払時期が妥当なものについては、所得計算及び会計の本質上、事業等の必要経費として控除することが適切である。ただし、この規定を一律に廃止すれば、恣意的な所得分散による租税回避行為が行われたり、税務執行面において問題が生じたりするとの指摘がある。これらの観点から、取引を正規の簿記の原則に従って記録している青色申告者については、この特例の適用除外とすることが妥当である。これに伴い、青色事業専従者給与の事前届出制度及び従事期間要件は廃止すべきである。

(9) 公益的な事業に対する寄付金の対象範囲、控除限度額を拡大すること。 (所法 78)

【理 由】

平成 28 年度税制改正により、公益的な事業に対する寄付金の控除制度の一部拡充等が図られてはいるが、寄付金文化の定着を税制面で後押しをするため、また、公益的な事業活動を増進するとともに、経済活性化への効果を波及させるため、控除対象となる寄付金の範囲、寄付金の控除限度額をより一層拡大すべきである。

(10) 相続財産に係る譲渡所得の特例における期間を相続税申告書提出期限の翌日以後 5 年程度とすること。(一部修正) (措法 39)

【理 由】

相続により取得した財産を譲渡する場合、相続税申告書提出期限の翌日から 3 年以内では、処分が難しい状況にあるので、相当期間 (5 年程度) 延長すべきである。

(11) 1 月の給与所得の源泉所得税等の納付期限を 20 日とすること。(一部修正)
(所法 181、183、199、204、216、復興措法 28)

【理 由】

現行の源泉所得税の納付期限は原則翌月の 10 日とされているが、1 月は年末年始の長期休暇のほか政府の働き方改革に伴う休日の増加傾向もあり、加えて、年末調整事務の負担を考えれば、1 月の納付期限のみ納期の特例適用の事業者と同様に、1 月 20 日とすべきである。

(12) 所得税における年少扶養親族に対する扶養控除等、所得税における基礎控除を含む所得控除等の在り方を明確にすること。(一部修正) (所法 2 条 34 の 2)

【理 由】

平成 30 年度税制改正では、基礎控除の在り方が抜本的に見直されることとなった。今後は、扶養控除等の他の控除についても見直されていくことになると想定されるが、その際には、平成 22 年に子ども手当創設時に廃止された所得税における年少扶養親族に対する控除についても復活、または別の形での控除形式を創設し、納税者の負担に配慮した措置が必要である。

(13) 限定承認に係るみなし譲渡課税を見直すこと。(新規) (所法 59)

【理 由】

限定承認した財産に不動産が含まれる場合、その不動産を被相続人から相続人へ時価で譲渡したものとみなす本規定は、被相続人が債務超過であることを前提としたものであり、相続人が限定承認した不動産を売却した場合に譲渡所得税が課されないように、相続人を保護するこ

とを目的としている。

しかし、被相続人が債務超過でないケースにも形式的に課税が行われている事例も見受けられる。これは、本規定の趣旨に反し、単純承認した場合に比して相続財産をいたずらに減少させる結果にしかならないため、限定承認に係るみなし譲渡課税は被相続人が債務超過の場合に限ることと改正すべきである。

2 法人税関係

(1) 受取配当等は全額益金不算入とすること。(一部修正)

(法法 23)

【理 由】

法人が所有する株式等に係る受取配当金については、現行制度上、同一の経済価値に対して二重に課税している。このことは企業の配当性向を阻害し、証券市場の活性化等に逆行しているといわざるを得ない。したがって、受取配当金は全額益金不算入とすべきである。

(2) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直し、整備すること。(一部修正)

(法法 34)

【理 由】

法 34 条は役員に支給する給与のうち限定されたもの以外は損金の額に算入されないこととされているが、限定されている内容が不明確な上に、経営の実態を把握せず作成されており、経営者の判断を制約する要因になっている。

会社法の役員報酬の考え方により、法人税法においても、定期同額給与・事前確定届出給与が導入された。しかし、非常に硬直的な規定となっており、中小企業の実態を踏まえつつ、課税要件明確主義に基づき、役員給与の損金不算入に関する規定の抜本的かつ具体的な見直しを図るべきである。

例えば、定期同額給与については、租税回避への配慮を念頭に、経営の実態に応じて柔軟に事業年度内の増額及び減額を損金として処理を認める。事前確定給与届出制度では届出された報酬額の支給が損金算入の要件となっているが、要件を緩和し、届出金額範囲内での報酬額を損金として認める。また、事前に株主総会において報酬上限額と下限額を定めるなど利益操作と認められない程度の報酬額の範囲を決議し、年度内の月々の支給金額に幅を持たせる、といった対応が求められる。

(3) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入を認めること。(一部修正)

【理 由】

退職給付引当金は労働協約や就業規則等による退職金規程に基づいて、使用人が提供した労務の対価として、将来支給されるべき法的債務としての性格を有しており、賞与引当金につい

でも負債性を認めているものであり、会計上はその計上を要請している。

さらに、企業が負担する期間費用の損金算入を不当に抑制し、企業の税負担の平準化を阻害するものである。

就業規則等に基づく労働法規上の法的債務や事業年度末までに支給条件が規定されている条件付債務については、退職給与引当金及び賞与引当金の損金算入制度を認めるべきである。

- | |
|---|
| (4) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。
(法法 122、法令 30、52、119 の 6) |
|---|

【理 由】

これらの届出書の提出期限は設立第1期に該当する場合を除き、当該事業年度開始の日の前日までとされているが、所得税では法定申告期限となっている。

納税者の便宜に資するため、直前事業年度の申告書の提出期限としても課税上の弊害や混乱を招くことはないと考えられ、各届出書等の提出期限を延長するべきである。

- | |
|-------------------------------------|
| (5) 寄付金の損金算入限度額を引き上げること。
(法法 37) |
|-------------------------------------|

【理 由】

企業は社会貢献という形で寄付金を支出している場合が多い。しかし、現在全額損金算入される指定寄付金の範囲は狭い。今後、企業の一層の社会貢献を推進するためにも、特定公益増進法人等や認定NPO法人に寄付した場合にも損金算入の枠を拡大すべきである。また、損金算入限度額の引き下げが行われたが、資本金の少ない中小企業においては、現状でも損金算入限度額が低い状況であり、社会貢献を推進するためには逆に引き上げるべきである。

- | |
|--|
| (6) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の税額控除制度の資本金基準 3,000 万円以下を制度趣旨検討の上引き上げること。また、指定事業の規定を廃止すること。
(一部修正)
(措法 42 の 6、措令 27 の 6) |
|--|

【理 由】

中小企業者等が機械等を取得した場合、特別償却制度と税額控除の選択適用になっている。特別償却の対象となる法人の資本金基準は 1 億円以下であるが、税額控除の対象となる法人の資本金基準は 3,000 万円以下となっている。

特別償却と税額控除の違いがあることから、税額控除の対象となる法人の資本金基準を当初の 3,000 万円以下としていることの制度趣旨を検討の上、資本金基準を引き上げるべきである。

また、中小企業を支援する観点からも事業を指定して限定するのではなく、原則、全事業を適用対象とし、適用対象外事業を指定すべきである。

3 相続税、贈与税関係

(1) 相続税の連帯納付義務を廃止すること。(一部修正)	(相法 34)
-------------------------------------	---------

【理 由】

本来、租税は本人が納付義務を負うのであるが、相続税法においては、連帯納付義務がある。

申告期限から5年を経過した場合には、その義務が解除とはなったが、被相続人から承継した債務でもなく、自らの意思により連帯保証の責を負ったわけでもないのに連帯保証債務を負わされる結果となる。

この不合理を解消し、納税義務者が自らの納付責任を負うに止めるべきであり、相続税の連帯納付義務は廃止すべきである。

(2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。(一部修正)	(相法 32)
--	---------

【理 由】

相続財産から控除すべき債務は、相続開始の現況によって確実と認められるものに限られており、保証債務についてはその現況において保証債務の履行がなされ、求償権を行使できない場合以外は控除されない。

しかし、保証債務はその性質上、相当期間経過後に弁済不能の状態になるケースが多く、これの救済規定がないことから、更正の請求の特則の事由に加えるべきである。

(3) 相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能とすること。(一部修正)	(相法 21 の 15)
--	--------------

【理 由】

相続時精算課税の趣旨は、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税、贈与税の一体化であった。現時点で、暦年課税贈与よりは次世代への資産移転に貢献していることは確かである。しかしながら、それを阻害する最大の要因が受贈財産の相続税の課税価格に算入される価額が、贈与を受けた時における価額（相続開始時におけるその財産の状態を問わない）とされる点である。相続時精算課税を選択したため、結果として、相続税の負担が増加する場合がある。それ以外の資産についても、時価変動の予測の困難なものが多いことから、相続時精算課税適用者の特定贈与者からの受贈財産について、相続税の課税価格に加算する価額を、贈与時における価額と相続時の価額のいずれか低い方の価額を選択可能にすべきである。

(4) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を1人当たり1,000万円とすること。	(相法 3、12)
---	-----------

【理 由】

少子高齢化となっている現在において、公的扶助である年金制度等だけでは被相続人死亡後の生活環境の変化等に対応することは難しくなっている。生命保険金及び退職手当金の非課税制度の目的は相続人等の生活を安定させることであり、昭和 63 年に 500 万円に改定されて以降据え置かれた状態である非課税金額を見直し、500 万円割増して 1,000 万円とすべきである。

(5) 相続税の税率構造の緩和を図ること。

(相法 16)

【理 由】

相続税の基礎控除額が引き下げられたことにより、相続税の課税対象者が増加することとなった。これらの増加した相続税の課税対象者の担税力等を考慮し、低い税率（例えば 5%程度）を導入するなど税率構造を緩やかにすべきである。

(6) 贈与税の基礎控除額を引き上げること。（一部修正）（相法 21 の 5、措法 70 の 2 の 4）

【理 由】

贈与税は相続税の課税回避を防止するための補完税としての機能がある。一方、現在の我が国は高齢化により個人資産が高齢者層に滞留され若年者層に資産の移転が行われにくくなっている現状がある。現行の贈与税の基礎控除額は平成 13 年に改正されたものであり、その後、教育資金の一括贈与の非課税、子育て資金の一括贈与の非課税制度といった資産の移転を促進する制度が創設されたが、その利用はこれらの条件を満たす特定の者に限定されるものである。高齢者層から若年者層への円滑な資産移転を促進していくためにも、現行の贈与税の基礎控除額を引き上げるべきである。

4 消費税関係

(1) 消費税率は単一税率とすること。

(平成 28 年改正法附則 34)

【理 由】

平成 28 年の税制改正において、消費税の複数税率制度については、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点から、消費税が 10%に引き上げられる平成 31 年 10 月に導入することとされている。しかし、対象品目、区分経理、安定財源等について極めて不合理であり、不公平となる恐れがある。

たとえば、対象品目については①飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食サービスを除く）、②定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞の譲渡とされているが、これらのみが日々の生活において幅広い消費者

が消費・利活用しているものではなく、低所得者対策の有効性を考慮していけば、今後対象品目の拡大も考えられ、より複雑化した制度となる恐れもあり、事業者の過重な負担を求めることになるのは必至である。

また、既に複数税率を導入しているヨーロッパ諸国においても様々な問題と矛盾が多発している中で、税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するうえでも消費税率は単一税率とすべきである。

(2) 消費税の各種届出書及び承認申請書については、提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとし一部簡素化すること。 (消法 9、37、45)

【理 由】

消費税の各種届出書及び申請書の提出期限は、適用開始課税期間の開始日の前日となっている。しかし、次の事業年度開始前に、それらの届出等の判断をすることは困難であり、納税額にも重大な影響を与えている。

したがって、各種届出書及び申請書の提出期限をその適用を受けようとする課税期間の消費税の確定申告書の提出期限までとすべきである。

また、課税事業者となる事業者は自ら判断し申告納税を行うため、あえて「消費税課税事業者届出書」を事前に提出する必要性は少ないと思われる。同様に基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となれば免税事業者になることから、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の提出の有無が申告に影響を及ぼすものではないと思われるため、事業者の事務負担軽減のため、廃止、もしくは申告書の様式内に納税義務者でなくなった旨を記載する等、簡略化を図るべきである。

(3) 仕入税額控除の条件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。 (消法 30)

【理 由】

仕入税額控除の条件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務付けていることから、事業者の事務負担が過重になっている。

この要件については、まず「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り帳簿に補完のための記載を求めることとすれば、帳簿の記載要件を緩和しても課税取引の事実の検証は十分に可能である。

したがって、記帳実務の実態や事務負担に配慮して、仕入税額控除の要件である帳簿への記載事項を簡略化すべきである。

(4) 事業者免税点制度を廃止すること。ただし、小規模事業者等に配慮し、限界控除等の措置を行うなど、一定額以下の税額については納付軽減措置を取ること。(一部修正) (消法 9)

【理 由】

事業者免税点制度は小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特別措置とされているが、いわゆる益税問題の原因となっている。また、平成35年10月から導入が予定される適格請求書保存方式（インボイス方式）を念頭に置けば、小規模事業者の負担軽減のため、いわゆる限界控除方式による納付軽減措置を設けるべきである。

(5) 簡易課税制度を廃止すること。(新規)

(消法 30、37)

【理 由】

消費税の簡易課税制度では、益税問題も発生している。消費税導入から長期間経過し、小規模な事業者にも複式簿記や記帳制度も浸透し、小規模事業者の負担軽減の必要性が少なくなったため。

(6) 非課税取引の範囲を見直すこと。(一部修正)

(消法 6、7、30 別表第一、別表第二)

【理 由】

現行制度では非課税売上がある場合の仕入税額控除は課税売上割合に応ずる部分のみが仕入税額控除の対象となっている。このため、非課税売上に対応する消費税額は消費者に転嫁できないため事業者が負担することとなる。医療や福祉、教育関連など社会政策的観点から、非課税とされているものに係る仕入税額控除を全額控除できるよう改正すべきである。この問題を解決するためには、現行の非課税とする取り扱いを改めて輸出免税と同様に免税取引として取り扱う制度を導入すべきである。

(7) 特例における2年間継続適用要件を廃止すること。

(消法 9、19、30、37)

【理 由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については2年間継続適用することとなっている。これは恣意性の排除を目的としているが、そもそも原則的な方法に戻ることをもって恣意性を認めることはできない。経済環境の著しい変化に対応する経営判断において、税制によりその判断がゆがめられることのないよう当該制度は廃止すべきである。

5 国税共通

(1) 貸倒損失の必要経費又は損金の額に算入する規定を設けること。さらに、個別評価による貸倒引当金の要件を緩和すること。(一部修正)

(所法 52、法法 52)

【理 由】

平成 23 年度の税制改正により、貸倒引当金の繰り入れに係る損金算入は、銀行、保険会社、中小法人等に限定適用するものとされた。これにより、適用除外とされた企業においては、債権の全額が回収不能とされるまで、貸倒のリスクが所得の金額の計算に反映されず、過度の負担を強いられる状態となっている。

したがって、手形交換所において取引の停止処分を受けた場合や、法的手続きにより弁済が猶予された場合、債務超過状態が相当期間継続し事業に好転の見通しが無い場合、災害等により多大な損害が生じた場合、破産手続開始の申立があった場合など、回収不可能な部分があると認められる重大な事実が生じている債権については、一定の基準を設けて貸倒損失を認識し、必要経費又は損金の額に算入する規定を設けるべきである。また、現行の貸倒引当金の要件も緩和すべきである。

上記貸倒損失の認識規定及び貸倒引当金の要件緩和は、企業等のより正確な財政状態の表示につながり、健全な経済取引、社会経済の安定的発展に資するものである。

(2) 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げ 30 万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。

(所令 138、139、法令 133、133 の 2、措法 28 の 2、67 の 5)

【理 由】

中小企業が取得する少額減価償却資産については、その取得価額が 10 万円未満、20 万円未満、30 万円未満により、複数の取り扱いが認められているが、実務上は 30 万円未満の取得価額の必要経費又は損金算入の特例を選択するケースがほとんどである。

日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上するため、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも取得価額基準を大企業・中小企業を問わず 30 万円未満まで引き上げ、一括償却資産の必要経費又は損金算入制度は廃止すべきである。

(3) 同族会社の行為計算否認規定の要件を明確にすること。(一部修正)

(所法 157、法法 132、相法 64)

【理 由】

行為計算否認規定は、事実認定の実質主義や仮装行為の否認規定のように新たな私法上の法的、経済的事実を認定するものではなく、租税負担の実質的公平を図るという要請から納税者に不利益な課税を行う特例的法理と言われており、課税庁はその適用に当たり十分な注意が必要と考えられる。したがって、課税要件を明確化し、恣意性を可能な限り排除するため、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきである。

(4) リサイクル預託金について、支払時に必要経費又は損金に算入することを認めること。

【理 由】

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金のうち、資金管理法人に預託したものについて

は、その性質が預託金であることから廃車時まで必要経費又は損金算入ができないこととされている。その結果、固定資産管理と同様に個別管理を要することとなるが、金額が僅少で必要経費又は損金算入の時期の問題であることからすると課税上の弊害が少ないと考えられ、支払時に必要経費又は損金に算入することを認めるべきである。

(5) 現在資産計上している電話加入権について必要経費又は損金に算入することを認めること。(一部修正)

【理 由】

携帯電話・電子メール等の普及により、電話加入権を計上した固定電話の通信手段としての地位は著しく低下しており、電話加入権は、現在においては実質的に資産価値が認められないという状況にある。そこで、現在資産計上している電話加入権については、必要経費又は損金に算入すべきである。

(6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。(措法 26、67)

【理 由】

所得税及び法人税いずれの場合においても、その所得は収支計算（損益計算）を基礎としたものでなければならない。会計検査院の指摘においても「特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していた実態が見受けられた」と意見書を提出している。この特例は「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。」という本来の趣旨は失われており、実態として有利な所得計算の選択という、所得の公平を阻害する特例となっている。その適用範囲が社会保険診療報酬の額が年間 5,000 万円までの場合に限定されているとはいえ、公平な課税を損なうものであり、当該特例制度は廃止すべきである。

(7) 収用等の場合の 5,000 万円の特別控除特例の要件を緩和すること。(措法 33 の 4、65 の 2)

【理 由】

同制度の要件に、一の収用交換等に係る事業につき、資産の譲渡が 2 以上の年に分けて行われた場合には最初の年に譲渡した資産に限られることが含まれている(措法 33 条の 4 Ⅲ②、65 の 2Ⅲ②)。ところが、実務上は事業が大規模なもので複数年にわたる結果、事業者都合で資産の譲渡が複数年になる場合が散見される。

この場合、同一年内の譲渡であれば 5,000 万円まで特例の適用が受けられたにもかかわらず、事業者都合で最初の年の譲渡のみの特例適用になり、翌年分は特例適用が受けられない事態が生じ、課税に不公平が生じる。収用における特別控除創設の趣旨に鑑み、事業者都合で資産の譲渡が複数年になる場合、複数年度の累計で 5,000 万円まで特例が適用されるよう救済規定を

設けるべきである。

6 地方税関係

(1) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者等の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。(新規)

(地法 383)

【理 由】

中小企業者等が、固定資産税の対象となる償却資産の事業年度内の支出等について、その支出等が固定資産税の対象となる償却資産となるか否かの判定をし、かつ適切な経理処理を行うのは、一般的に、法人であれば法人税の申告期限となる決算日の翌日から2か月以内、個人であれば翌年3月15日である。その実態から、賦課期日である1月1日の償却資産の申告を、1月末日までに行うことは、適正な申告及び賦課を行う課税の適正性からして大きな問題である。

そこで、中小企業者等における償却資産の申告期限は、法人税及び個人所得税の申告期限と同日とする制度を創設すべきである。

なお、賦課期日は現状を維持し、前年資料により暫定的な納税を行い、当該申告が行われた後、遡って当年分の固定資産税を計算、納税者に通知し、追加納税を行うこととし、仮に追加納税が発生したとしても、延滞金を課さない措置を講じるべきである。

(2) 租税特別措置法で中小事業者等に一定の条件で費用化が認められている30万円未満の少額減価償却資産については、償却資産に係る固定資産税の課税対象外とすること。

(地法 341 の 4)

【理 由】

少額減価償却資産についてはその管理が煩雑となり、法人税及び所得税で費用化を認めていることから、固定資産税においても課税対象から除くべきである。

(3) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。

(一部修正)

(地法 341 1 項 5 号)

【理 由】

家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方式となっており、評価時において家屋の新築に通常必要とされる建築費を求め、家屋の現状によって経過年数、損耗の程度などに応ずる減価を行って評価している。

しかし、近年の不動産価格の下落等により、実際の売買価格より家屋の評価額の方が高いという事象が随所にみられる。建物の固定資産税の課税標準は適正な時価(地法 341 の 5)であるから、経年減価の計算において20%とされている残存価格を引き上げるとともに、定率法による減価償却の考え方を導入するなど、評価額が時価を上回ることの無い様に、再建築価格方式を見直すべきである。

(4) 資本金 1 億円以下の中小法人に対しては、事業税の外形標準課税制度を導入しないこと。 (地法 72 の 2)

【理 由】

法人事業税の外形標準課税は、法人が事業活動を行うに際して、地方自治体から受ける行政サービスに対して、事業所の従業員数や面積、資本金等及び付加価値などを基準に税負担の公平性の確保を目的に導入された。

平成 28 年度の税制改正大綱では、外形標準課税の対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響を踏まえながら引き続き慎重に検討を行うとしているが、仮に中小法人に対する外形標準課税が適用されると、特に、地方における中小企業や赤字法人には税負担が重く、地域経済は再び弱体化へと向かうことになる。

したがって、今後とも課税対象法人の拡大はすべきではない。

(5) 法人事業税について軽減税率の適用ができない要件の資本金基準を 1,000 万円から 1 億円に増額すること。 (地法 72 の 24 の 7)

【理 由】

資本金 1,000 万円以上で、3 都道府県以上で事業を営む法人は、軽減税率の適用ができないが、この資本金基準は低きに失するので、これを法人税の大法人と中小法人の区分である 1 億円に引き上げるべきである。

(6) 事業所税を廃止すること。 (地法 701 の 30~74)

【理 由】

事業所税は、指定都市等に所在する事務所及び事業所等で一定の要件に該当する場合にその法人や個人の課税所得や所得金額にかかわらず課せられているため納税者にとって負担になっている。また、事業所税は他の地方税（都市計画税等）と重複課税のおそれもあり、法第 701 条の 73 でその用途を制限されているので廃止すべきである。

(7) 贈与等の取消があった場合の不動産取得税の賦課制度を見直すこと。 (地法 73 の 7)

【理 由】

不動産取得税は、贈与等による不動産の所有権の移転の後に解消された場合であっても限定された場合以外は課税されている。しかし、所有権の取得原因が解消されることは、不動産の取得という事実そのものがなかったことを意味するので、贈与等の取消があった場合には、不動産取得税を課すべきでなく、また、当初の贈与等により課された不動産取得税の賦課も取消すべきである。

(8) 個人事業税に係る事業主控除額（現行 290 万円）を相当程度までに引き上げること。
（一部修正） (地法 72 の 49 の 14)

【理 由】

個人事業税の事業主控除は、事業主の勤労部分は控除すべきという趣旨から、事業主控除が勤労の対価の性質をもつと考えられ、同時に法人企業の役員報酬や給与所得者との負担のバランス上設けられたもので、事業主控除額をその年の民間給与平均額 421.6 万円（平成 28 年分民間給与実態統計調査）程度に引き上げるべきである。

(9) 中小法人について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。

【理 由】

法人税の欠損金の繰戻し還付制度と同様に地方税においても当制度の創設を求め、窮地にある中小法人のより効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の課税標準の整合性、分かりやすさの面からも制度を創設すべきである。

(10) 住民税と所得税の所得控除額を同額とすること。（一部修正） (地法 34)

【理 由】

住民税は地域社会の費用負担を住民がその能力に応じて広く負担をするという性格を持つという考えから、住民税の所得控除額は、所得税の所得控除額より低くなっているといわれる。しかし、税源移譲により平成 19 年度から住民税の税率が上がったことで国民にとっても住民税の負担は増している。また、平成 30 年度税制改正で基礎控除の在り方が抜本的に見直されることとなった。これらの点も踏まえて、所得税と住民税の基礎控除の意味を抜本的に見直し、最終的には同額とする方向で検討すべきである。

(11) 事業税における社会保険診療報酬に係る所得の課税除外の特別措置を廃止すること。
(地法 72 の 49 の 8、72 の 23)

【理 由】

社会保険診療報酬に対する課税除外措置については、税負担の公平な見地から廃止すべきである。この規定は、社会保険診療は高い公益性を有するという観点などから適用されているが、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的にも不公平感を生じさせていることから廃止すべきである。

7 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 納税者権利憲章を制定すること。

【理 由】

先進諸外国においては、数多くの国で納税者権利憲章が制定されているが、わが国においては、いまだ実現していない。平成 23 年度税制改正で検討されながら成立しなかった納税者権利憲章については、税制や税務行政に対する国民の信頼を確保する観点から早期に制定すべきである。

(2) 電子申告・納税制度の義務化に際しては、基盤となるシステムの安定運用及び情報の保護に万全を期するほか、事業者にとって事務の効率・改善につながることを。また中小企業の実態に配慮して実施すること。(新規)

【理 由】

平成 30 年度税制改正では、法人税における電子申告の義務化が進められる方針だが、電子申告がシステム上の問題で受信できないようでは、その信頼性は大きく揺らいでしまうことから、大量の情報を処理できるように安定的なシステムの構築が望まれる。

また、送信する場合にも様々なエラー発生の可能性があり、義務化が法制化された場合、そのエラーによるケースを無条件に無申告とするのではなく、一定の配慮を行うように、問題となるケースの状況の分析が必要である。

運用に関しては技術的な問題だけでなく、ヒューマンエラーを原因とする事故が発生する可能性がある。その結果、情報が外部に流出するなどの可能性があり、管理面を中心に情報を管理することが必要である。

その他、税務調査を含む法定文書以外の文書に関する国税当局と納税者・税理士の情報のやり取りについても、従来は紙ベースで処理されていたものを、情報保護を念頭に置きつつ、電子申告・納税システムを利用することで納税者の業務が効率化となるようなシステム開発が求められる。

(3) 国税・地方税の電子申告・納税システムの共通化を図ること。(新規)

【理 由】

法人税の場合、国税である法人税を基本に法人住民税が計算されることとなるが、特に法人住民税の提出・納付先が多数に及ぶ場合、紙ベースにおけるその事務作業は事業者にとって大きな負担である。電子申告の利便性を活用し、国全体の生産性を向上させるという意味で、電子申告・納税システムにおける国税・地方税の共通化は必須のことである。

(4) 社会保障・税番号制度におけるマイナンバー及びマイナポータルと電子申告・納税システム及びその関連システムのスムーズな連携を図ること。(抜本見直)

【理 由】

平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号(個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律)において、金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充が図られ、特に預貯金口座への付番が平成 30 年 1 月より開始されることが決まっている。

また、平成 30 年度税制改正において、法人税における電子申告を推進することが明確となった。この後は、個人の所得税等における申告においても、電子化が推進されることとなると想定される。その場合、社会保障・税番号制度(マイナンバー)を活用することとなるが、個人情報の保護には万全を期することと合わせて、マイナポータルを利用して税務申告を行う場合の税理士に対する代理権の設定、税理士による遠隔操作等、マイナンバー及びマイナポータルを活用した税に関連する情報の収集と活用が納税者と税理士にとって障害なく、スムーズなものとなるような制度構築とシステム開発が行われるべきである。

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

(1) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと。

【理 由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、公正で民主的な行政執行が行われるよう税務手続きについて、行政手続法の除外規定を見直すべきである。

(2) 調査の事前通知を書面によって行うこと。(「国税通則法」から移動) (通法 74 の 9)

【理 由】

法定化された調査における事前通知事項は 11 項目にもおよび、しかもその通知手段は原則として口頭(電話)によって行われている。納税者の聞き違いといった内容の誤認を防止するためにも、納税者又は税理士・税理士法人に対して書面で通知すべきである。また、反面調査にあっても、通常の調査に準じた取扱いとすべきである。

(3) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び代理権限者に対しその調査経過を通知すること。(新規)

【理 由】

通則法の改正後、税務調査に関する手続きが厳格になったことから調査期間が長期化している傾向がある。中には実地調査の後何かも連絡がないケースもあり、納税者に対し心理的負担を強いることとなっている。調査が長期間に及ぶ際には、国税不服審判所における不服審査においても「審理の状況・予定表」により進行状況等の連絡がされることとなっており、税務調査においても、その途中において納税者又は税理士に対し調査の進捗状況や今後の見通し等について通知を行うべきである。

(4) 税務署に提出した書類の閲覧及び謄写に関する規定を緩和すること。

【理 由】

申告書等の閲覧は、行政サービスとして実施されているところであるが、本人の確認及び代理権限の確認等は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定を踏まえて厳格に行われている。

閲覧等をスムーズに行うため、税理士が代理権限証書を提出した場合は、別途申請書の手続をしないで申告書、各種届出書等の謄写を始めとする閲覧ができるよう「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定を緩和すべきである。

(5) 法人税、消費税、県民税、事業税及び市民税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。

【理 由】

実績に基づく中間申告書の提出がない場合には、みなし予定申告の規定が働き、予定申告書提出は形式的な手続きに止まる。

煩雑な納税義務を簡素合理化するため、予定申告書の提出は要しない制度にすべきである。

(6) 所得税確定申告に際しては、納税者に対し所定の書類を郵送すること。(一部修正)

【理 由】

税理士の代理送信により、電子申告を利用して所得税等の確定申告をした場合、翌年の確定申告時には納税者のメッセージボックスに簡単なお知らせが届くだけで、納税者本人には、申告を促すような書類は何も届いていないのが実情である。「お知らせ」を文書化して郵送するなど、納税者の申告意識を高めるようにされたい。

前年において税理士関与で書面提出している納税者で、税理士が変更となった場合、確定申告に必要な情報を的確に把握するためにも「お知らせ」を文書で送付されたい。

また、所得税の振替納税時についてもメッセージボックスにお知らせが届くだけでなく、文書化して郵送するなど引落不能による未納を防止するよう努めていくべきである。

(7) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、税務取扱通達（取扱通達と同等の効果を有する事務連絡を含む）の合理的運用を図ること。

【理 由】

税務取扱通達等は、納税者を法的に拘束するのではないが、現実には税法解釈等について基本的な指針を示しており、法令と同様に重要な役割を果たしていることは事実である。そこで、申告納税制度の下における税務行政の理解と信頼を確保するため、取扱通達等は全て公開することとすべきである。

(8) 財産債務調書制度の提出期限等の見直しを行うこと。（一部修正）

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律6の2）

【理 由】

現状財産債務調書の提出期限は翌年の3月15日までになっているが、所得税の申告を行ってはじめて総所得金額が2,000万円を超える等が判明することも多く、3億円以上の財産の時価を確定申告時に評価することは物理的に困難な場合も多いので、その提出期限については見直すべきである。

2 地方税に関する事項

(1) 固定資産税の評価証明を税理士名で申請交付可能とすること。

【理 由】

税理士は、相続税、贈与税における財産評価等、業務上評価証明を必要とすることが多い。税理士が申請した場合には、固定資産課税台帳を閲覧し又は評価証明の交付が受けられるよう措置されるべきである。

3 その他

(1) 国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すタイムスタンプに係る費用負担が極力かからない制度に改めること。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則）

【理 由】

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律により、事前に申請をすれば、一定の国税関係書類についてスキャナ保存が認められている。

しかし、当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付す必要があり、当該タイムスタンプの導入及び継続使用には一定のコストが掛かる。

国税関係書類のペーパーレス化は納税者の事務負担を大幅に軽減できるため、当該スキャナ保存の申請が普及するよう、タイムスタンプの手続を簡略化するとともに、費用負担が極力かからない制度に改めるべきである。